

世帯数	502世帯
人口(男)	524人
(女)	576人
	1,100人
(1月末日)	

区政だより

第169号 発行：浜詰区

2025 令和7年2月

新しい地域コミュニティ

令和7年2月定例代議員会において、「浜詰地域コミュニティ協議会規約」が承認され、令和7年度から浜詰区と塩江区で新しい地域コミュニティ事業活動をすすめることとなりました。

少子高齢化が進む中で単独の地区では活動が困難になってきたことから、近隣の地区が協力し合って団体及び事業等の維持と継続すること（地域の活性化と地域振興）を目的として、市内全域で取り組むこととなっています。

浜詰地域コミュニティ協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、浜詰地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、京丹後市網野町浜詰45番地 浜詰区民センター内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、会員の親睦を図り、浜詰及び塩江地域の活性化と地域振興を目的として活動を行う。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 地域イベント事業
- (3) 地域の防災、文化、福祉及び子育てに関する事業
- (4) その他地域の活性化と地域振興に関する事業

第2章 構成員等

(構成員)

第5条 協議会は、浜詰及び塩江地域にある区に加入する者及び次の各号に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 浜詰区・塩江区
- (2) 浜詰公民館
- (3) 消防団網野方面隊第4分団第3部及び第4部
- (4) 民生児童委員会
- (5) 浜詰松寿会
- (6) 浜詰愛護会・塩江愛護会
- (7) 夕日ヶ浦観光協会
- (8) 交通安全協会網野支部
- (9) その他会長が認めた団体

第3章 役員及び役員会等

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監査役 2名
- (4) 事務局（地域マネージャーを兼ねる。） 2名
- (5) 役員 第5条各号に規定する団体の代表者（以下「団体代表者」という。）

第5条第1号に定める区はそれぞれ3名とし、第2号以下の団体は1名

2 会長、副会長及び監査役は、役員会において役員の中から選任するものとする。

3 事務局は、役員会で選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 新たに構成団体に加入し役員となった者の任期は、現役員の在任期間とする。

3 団体代表者として役員になっている場合において、団体の役職の交代があった場合は、新たな役職の者を役員とし、その任期は前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し活動全般を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 監査役は、協議会業務の執行状況について監査する。

4 事務局は、協議会業務全般の事務を処理する。

5 役員は、役員会に出席し審議を行う。

(役員会)

第9条 役員会は役員をもって構成し、毎年度4回(4月、7月、10月、1月)開催することとする。

2 臨時会は、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の決議事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規約等を設け又は改廃すること

(2) 構成団体の加入又は解散

(3) 会長、副会長、監査役及び事務局の選任

(4) 役員解任

(5) 毎年度の事業計画を定めること

(6) 毎年度の収入支出の予算を定めること

(7) 決算報告の認定

(8) その他役員会において必要と認める事項

3 役員会の議事は役員3分の2以上が出席し、出席した役員過半数でこれを決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

第4章 事務、会計及び監査等

(事業及び会計年度)

第10条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金)

第11条 協議会の資金は、次に掲げるものとし、これを経理する。

(1) 補助金

(2) 各区からの協力金

(3) その他の収入

(書類及び帳簿の備付け)

第12条 協議会は、第2条に規定する事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約等

(2) 協議会役員等の氏名及び住所等を記載した書面

(3) 事業活動及び会計に関する書類、帳簿、財産管理台帳

(4) その他会長が必要と認めた書類

(決算及び監査)

第13条 監査役は毎年1回以上協議会の事業活動及び会計について監査し、その結果を役員会に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

主な事業報告及び予定

12月	25日 消防団新年会	4月
1日 センター大掃除	29日 定例部長会	9日 砂防網撤去
2日 市公共交通ライトシェア試乗	2月	13日 グリーン活動・センター大掃除 予算会
4日 松寿会ライトシェア説明会	9日 定例代議員会	26日 監査会
19日 海水浴場片付	14日 区民運動会協議会	
26日 定例部長会	28日 定例部長会	
1月	3月	9月
7日 福寿院年始	10日 地域コミュニティ準備会	21日 橘学区区民運動会
12日 どんど焼き・ 若者との懇談会	16日 墓地清掃 隣組長会議	
18日 海岸側溝マス清掃作業	26日 定例部長会	

2月定例代議員会から

2月定例代議員会が2月9日開催されました。提案しました議案は次のとおり承認されました。

- 令和6年度浜詰区補正予算第3号（案）について
原案の通り承認されました。

【収入の部】（単位：千円）

科目		補正 予算額	現予算額	増減	付記
款	項				
雑	入	2,350	850	1,500	ふるさとレスキュー 1,000,000円
	雑 入	2,350	850	1,500	雑木伐採補助金(京丹後市) 51,000円 雑木伐採負担金(志布比神社) 52,950円 関電電柱敷地料 490,530円
合計		45,061	43,561	1,500	

【支出の部】（単位：千円）

科目		補正 予算額	現予算額	増減	付記
款	項				
事	業 費	13,544	13,544	0	
	環 境 整 備 費	600	2,000	▲ 1,400	雑木伐採 103,950
	公 園 管 理 費	1,200	800	400	トイレ用具等費用
	まちづくり対策費	2,100	1,100	1,000	自主防災 ふるさとレスキュー資機材購入 1,080,200 AED 2台 611,600円 発電機 1台 247,500円 リカ+担架 1台 221,100円
報	償 費	756	756	0	
	慶 弔 費	350	300	50	
	功 勞 償 費	50	100	▲ 50	
積	立 金	2,786	1,286	1,500	
	積 立 金	2,500	1,000	1,500	
合計		45,061	43,561	1,500	

- 地域コミュニティについて
原案の通り承認されました。
- 自治功労者等表彰対象者について
原案の通り、承認されました。

氏名	代議委員	部長	
濱戸貴己氏	H12～R1 18ヶ年 18×0.5=9	R2～R5 4ヶ年 4×1=4	計 13.0年

- 代議員議席順及び出席状況

議席	氏名	R6 5月	R6 7月	R6 11月	R7 2月	議席	氏名	R6 5月	R6 7月	R6 11月	R7 2月
議長	中川正明	○	×	○	○	12番	小東敏明	○	○	○	○
1番	岸本勝彦	×	○	○	×	13番	青木智彦	○	○	○	×
2番	坪井明俊	○	○	○	○	14番	小松正和	×	○	×	○
3番	吉野 勝	○	○	○	○	15番	小松靖幸	×	○	○	○
5番	森 讓	○	○	○	○	16番	河井 博	○	○	○	○
6番	高田弘市郎	○	○	○	×	17番	糸井孝博	○	○	○	×
7番	安達幸夫	○	○	○	○	18番	東 慎吾	○	○	○	○
8番	東 時治郎	○	○	○	×	19番	土井貞雅	○	○	○	○
9番	坂本忠典	○	×	×	×	20番	河田光矢	○	○	○	○
10番	永島伸一	○	○	○	○	21番	嶽 智彦	○	×	○	○
11番	中原拓也	○	○	○	○						

犬のフンに、フン慨！

犬のフンが庭先や道路、公園、畑などいたる所に放置され、多くの区民から怒りの声があがっています。犬の糞などを放置しておく、悪臭が漂いハエがわくなど不衛生です。犬のフンなどを放置する行為は、軽犯罪法及び廃棄物処理法により、拘留もしくは罰金が科せられる可能性があります。

愛犬家の皆さん、**散歩の時はリードを付ける。フンの後始末をする。**飼い主としての最低限のルールを守ってください。

美しい清潔なまちを維持するために、愛犬家の皆さんにはルール遵守を心がけて頂くとともに、地域の皆様におかれましても犬のフンなどの放置を見かけたら声かけをして頂きますようお願いいたします。

墓地清掃 3月16日(日) ごみの分別をお願いします

松寿会の方々にご協力頂き墓地清掃を8月(お盆前)と9月・3月(彼岸前)に実施しています。分別をしてゴミ集積所に入れていただくようお願いしていますが、草・花集積所に新聞紙やナイロン・ビニール・土などが混入していました。

- 1、カン・ビン・ペットボトルは中身を空にして指定の場所に入れてください。
 - 2、草の土は現地でよく落としてください。(草・花と一緒に土を集積所に入れないでください)
 - 3、花はビニール袋から出して、花とビニール袋は分けて指定の場所へ入れてください。
- 1年に3回しか収集しませんので、環境美化にご協力をお願いします。



注意

ルールを守って
住みよいまちづくりを

月曜日・木曜日の可燃ゴミ・金曜日のリサイクルゴミ等(カン・ビン・プラ・不燃物等)のゴミ出し時間を守っていただけていないご家庭があるようです。

浜詔区では時間外に出しても良いステーションはありません。

お仕事のご都合などで、どうしても当日の朝7時～8時の間で出せない方もあるかとは思いますが、夜間・早朝に出されたカンや軽いリサイクルゴミが風に飛ばされて道路上に散乱し、近隣の方々の迷惑になっています。

また、**カセットコンロ用のガスボンベは、必ずガスを抜き、穴を開けて、空き缶収集日に出してください。**

リサイクルゴミの分別についても、京丹後市の収集カレンダーに指定されている分別が守られていません。再度、確認して頂き、ステーションに残されたゴミは出した人が持ち帰るようにしてください。

浜詔区補助等の申請について

下水道加入補助	誕生のお祝い
令和8年度加入分まで下水道に加入された方に30万円加入補助をさせていただきます。 京丹後市へ支払をされた領収書と印鑑を用意して浜詔区事務所(区民センター)へお申込ください。	浜詔区民で、浜詔に居住されている方がご出産された際に、浜詔区からささやかではありますがお祝いをさせていただきます。(少子化対策の一環であり、1人目10,000円、2人目20,000円、3人目30,000円・・・のお祝いをさせていただきます)
成婚のお祝い	その年内に浜詔区事務所(区民センター)までお申込ください。
浜詔区民で結婚されて浜詔区に居住される方に浜詔区からささやかではありますが1万5千円のお祝いをさせていただきます。 その年内に浜詔区事務所(区民センター)までお申込ください。	